

県内各市町の健全化判断比率一覧

(単位: %)

	健全化判断比率			
	実質赤字比率 ・早期健全化基準: 11.25～15% ・財政再生基準: 20%	連結実質赤字比率 ・早期健全化基準: 16.25～20% ・財政再生基準: (22決算) 35% (23決算～) 30%	実質公債費比率 ・早期健全化基準: 25% ・財政再生基準: 35%	将来負担比率 ・早期健全化基準: 350%
大津市	- (11.25)	- (16.25)	▲ 0.4	-
彦根市	- (11.96)	- (16.96)	9.2	53.5
長浜市	- (11.59)	- (16.59)	0.8	-
近江八幡市	- (12.46)	- (17.46)	0.0	-
草津市	- (11.73)	- (16.73)	4.0	-
守山市	- (12.49)	- (17.49)	3.5	18.0
栗東市	- (12.69)	- (17.69)	11.8	73.2
甲賀市	- (12.00)	- (17.00)	5.8	35.6
野洲市	- (12.86)	- (17.86)	7.1	29.1
湖南市	- (12.85)	- (17.85)	7.8	-
高島市	- (12.60)	- (17.60)	6.7	-
東近江市	- (11.71)	- (16.71)	6.6	-
米原市	- (12.90)	- (17.90)	4.1	-
都市平均	-	-	4.0 [5.2]	- [16.1]
日野町	- (14.25)	- (19.25)	6.1	16.3
竜王町	- (15.00)	- (20.00)	3.7	29.1
愛荘町	- (14.34)	- (19.34)	5.7	45.9
豊郷町	- (15.00)	- (20.00)	0.4	-
甲良町	- (15.00)	- (20.00)	9.0	-
多賀町	- (15.00)	- (20.00)	6.0	-
町平均	-	-	5.3 [5.2]	9.3 [15.2]
市町平均	-	-	4.1 [5.2]	- [18.0]

※()内の数値は、各市町の早期健全化基準を表す。

※都市平均、町平均、市町平均は各比率を加重平均により求めた数値。

なお、[]内の数値は、単純平均により求めた数値。